（別紙２）

他の中小企業者の経営の承継を行うため、
当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること
（経営承継要件）

１　経営の承継を行うために取得する資産

株式等又は事業用資産等ごとに該当する事項を記載する。

⑴株式等の場合

取得する株式等の価格

（提出書類）

①　認定申請日における株主名簿の写し

②　取得する株式等の価格を証する書類

⑵事業用資産等の場合

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称及び価格

返済を行う他の中小企業者に対する貸付金に係る債権者及び金額

支払を行う他の中小企業者に対する未収金に係る債権者及び金額

（提出書類）

①　取得する事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）

②　取得する事業用資産等の価格を証する書類

２　１で選択した資産を承継することが、他の中小企業者の経営の承継を行うために不可欠である理由

３　１で選択した資産を承継することが確実であると見込まれる理由

（留意事項）

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。

（別紙３）

純資産の額が一定の額以上であることその他の
経済産業省令で定める要件を備えているものであること
（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第13条第４項の金融支援を受けようとするもの）

１　直前の決算における以下要件への充足状況

①　資産超過であるか

純資産合計額＝　　円　＞　０

②　EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であるか

EBITDA有利子負債倍率＝　　倍　≦　10

〔計算式〕（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

借入金・社債（　　）円　－　現預金（　　）円
営業利益（　　）円　＋　減価償却費（　　）円

（記載要領）

１　勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

２　②については「営業利益＋減価償却費」は「０」（ゼロ）を超えていることが必要です。
「借入金・社債－現預金」は「０」（ゼロ）以下でも対象となります。
なお、減価償却費は、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めず記載してください。

（留意事項）

・本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。